

○非常勤嘱託員取扱要領の制定について

(昭和49年7月1日島警第195号県警察本部長例規通達)

このたび別添のとおり「非常勤嘱託員取扱要領」を制定し、昭和49年7月1日から実施することとしたので、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

別添

非常勤嘱託員取扱要領

(目的)

第1 この要領は、特別職として雇用される非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の身分、任用、勤務時間及び報酬等の取扱いについて定めることを目的とする。

(範囲及び身分)

第2 この要領は、嘱託員のうち警務部長が特に指定する者について適用する。

2 身分は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項ただし書の規定による非常勤の職であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による嘱託員とする。

(任用)

第3 嘱託員は、予算の範囲内において警務部長が任用する。

2 任用期間は、各年度内において任命権者が定める。ただし、必要があるときは再任することができる。

3 任用は、次の辞令書を交付して行うものとする。

(1) 通勤手当相当分の報酬等の支給対象者（様式第1号）

(2) 前記(1)以外（様式第2号）

4 本部の課長、監察官、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、嘱託員を必要とするときは、非常勤嘱託員任用申請書（様式第3号）に履歴書及び診断書各1部を添付して、任用を必要とする20日前までに申請するものとする。ただし、任用期間が1か月未満の場合は、診断書は要しない。

(任務)

第4 嘱託員は、嘱託した業務を所掌する所属長の指揮監督のもとに委嘱された業務に従事するものとする。

(報酬)

第5 報酬は月額とし、予算の範囲内において任命権者が職種により個別に定め、支給方法及び支給日は、定数内職員の例による。ただし、月の中途採用等の場合の支給額は、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号。以下「条例」という。）の定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 中途採用、中途退職の減額方法（条例第4条第4項）

$$\text{報酬月額} \times \left[1 - \frac{\text{所属長が定めた日数} - \text{勤務日数}}{\text{その月の現日数}} \right]$$

(2) 欠勤の減額方法（条例第5条）

$$\text{報酬月額} \times \left[1 - \frac{\text{欠勤時間}}{\text{所属長が定めた時間}} \right]$$

2 費用弁償は、条例の定めるところにより支給する。

（勤務日数及び勤務時間）

第6 1か月の勤務日数は16日以内とする。ただし、特殊な業務等で勤務日数を16日以内とし難い場合は、これにかえて1か月の勤務時間の総計が124時間を超えない範囲で時間制により定めることができる。

2 定数内職員の宿日直勤務の代替として、定期的巡回、緊急の文書・電話の收受、非常事態発生の準備、その他軽度かつ短時間の業務等に限り従事する者で、警務部警務課長が認めるものについては、1か月の勤務回数が22回を超えない範囲で定めることができる。

3 勤務日数及び勤務時間は、所属長が別に定める。

（休暇）

第7 年次有給休暇については、労働基準法第39条の定めるところにより与えることができる。

2 特別休暇については、労働基準法第7条及び第65条から第68条までの規定により与えることができる。ただし、この場合は無給とする。

3 子の看護休暇については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第16条の2の規定により、介護休暇については、同法第16条の5の規定により与えることができる。ただし、この場合は無給とする。

（服務）

第8 服務は、定数内職員の例によるものとし、これにより難いときは、別に定める。

（勤務成績の評定）

第9 勤務成績の評定は行わない。

（福利厚生）

第10 警察共済組合の加入は認めない。

2 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、それぞれの法律の定めるところにより被保険者とする。

（公務災害補償）

第11 議会の議員その他の非常勤職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。

（解嘱）

第12 任命権者は、嘱託員が、次のいずれかに該当する場合は、委嘱期間中でもこれを解嘱することができる。

(1) 勤務成績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(3) その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 予算の減少、その他の事由により、嘱託員の人員が削減され、又は嘱託員を置かな

いこととなった場合

(退職手当)

第13 退職手当は支給しない。ただし、労働基準法第20条の規定による解雇予告手当の支給事由が生じたときは、これを支給する。

(その他)

第14 定数内職員への任用に際しては、いかなる優先権も与えない。

2 所属長は、嘱託員の任用申請にあたっては、本人に対し、この要領に定める諸条件等を十分説明したのち所要の手続をとるものとする。

附 則

この要領は、昭和49年7月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月31日島警第121号)

この要領は、平成元年4月1日から適用する。

様式 [略]